

## 前橋市公式キャラクター「ころとん」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市公式キャラクター「ころとん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 公益財団法人前橋観光コンベンション協会(以下、協会)理事長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

(貸出対象者等)

第3条 着ぐるみは、市内に住所を有する法人その他理事長が認める団体(以下「団体」という。)が、次の行事を行う場合に貸し出すものとする。ただし、前橋市のイメージ及び知名度の向上に資することが特に認められた場合は、この限りでない。

- (1) 行政、自治会、NPO、学校法人、社会福祉法人等の公共的団体が開催する、営利を主たる目的としない行事
- (2) 民間企業等が社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (3) その他前橋市の魅力の発信に資する行事、前橋市及び協会と連携協力の下に民間団体が開催する行事又は理事長が公益的観点から適当と判断した行事

(貸出しの申込み)

第4条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、「ころとん着ぐるみ使用申請書」(様式第1号、以下「申請書」という。)に、貸出しを希望する団体の概要並びに使用する催事の概要を記載の上、理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の申込書は、貸出しを受けようとする日の6ヵ月前から14日前までの期間に提出しなければならない。

(貸出しの承認等)

第5条 理事長は、前条の規定による申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、着ぐるみの貸出しの申込みをした者(以下「申込者」という。)に対して、貸出しを承認するときは「ころとん着ぐるみ使用承認通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

2 理事長は、次のいずれかに該当するときは、着ぐるみの貸出しを承認しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 前橋市キャラクター「ころとん」のイメージを損ない、又は損なうおそれのあるとき。
- (3) 前橋市ならびに協会の信用若しくは品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

- (4) 特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
  - (5) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれのあるとき。
  - (6) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
  - (7) 貸出しを受けようとする日に既に貸出しの予定があるとき。
  - (8) 前橋市暴力団排除条例(平成23年12月9日 条例第38号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等であるとき。
  - (9) その他理事長が使用について不適当と認めたとき。
- 3 理事長は、第1項の貸出しの承認をする場合において、着ぐるみを適切に使用させるため必要があるときは、条件を付すことができるものとする。

#### (貸出料)

第6条 着ぐるみの貸出料は、別表1に記載の額とする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、減免することができる。

#### (貸出料の減免)

第7条 理事長は、特に必要があると認める場合は、前条に定める貸出料を減額し、または免除することができる。

#### (貸出期間)

第8条 着ぐるみの貸出期間は、原則として4日以内とする。

#### (貸出方法)

第9条 着ぐるみの貸出しの承認を受けた者は、協会の営業時間内に協会が指定する場所において直接着ぐるみを借り受け、使用後は直接返却するものとする。

#### (遵守事項)

第10条 着ぐるみの貸出を受ける者(以下、「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。
- (2) 降雨、降雪、猛暑その他の「ころとん」の活動に適さない環境又は適さない環境になるおそれのある状況下で使用しないこと。
- (3) 第5条第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用に際しては、別に定める「使用上の注意事項」「取扱説明書」を遵守して取り扱

うこと。

- (6) 貸出期間を遵守すること。
- (7) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (8) 着用者及び周囲の安全確保に努め、必要な対策を講じること。
- (9) その他理事長が付した条件に従って使用すること。

#### (承認の取消し)

第11条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しない。

2 前項の場合において、既に貸し出しているときは、理事長は返却を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

3 理事長は、第1項の規定により承認を取り消したことに伴い、使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

#### (原状回復)

第12条 着ぐるみの一部又は全部を破損し、汚損し、又は紛失した場合は、使用者の責任と負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

#### (協会の責任)

第13条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、協会は一切の責任を負わない。

#### (補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

1 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により申し込みされている時は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による申込書は、当分の間、必要に応じ補正して使用することができる。

別表1 着ぐるみ貸出利用料等

項目	該当事項	概要
利用料	1日 5,000円	市外の法人その他の団体等
	1日 2,000円	市内の法人その他の団体等（営利を目的とするもの）
	500円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の法人その他の団体等（営利を目的としないもの）</li> <li>・市内教育施設（小・中学校、高等学校、大学等 ※公立・私立は問わない）</li> <li>・市内子育て関連施設（保育園、幼稚園等 ※公・私立は問わない）</li> <li>・市内自治会行事（自治会事業として利用する場合）</li> </ul>

## 使用上の注意事項

確認したら□に✓を入れてください。(ご提出の必要はありません。)

- 着ぐるみのサイズは、高さ約175センチメートル、幅約165センチメートルです。使用する場所に入ることができるか、事前に確認の上ご使用ください。
- 「ころとん」のイメージ統一のため、着用者は絶対に声を出さないでください。また、関係者以外の人の目にふれる場所では着脱しないでください。
- 着用すると視野が狭く動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者をつけてください。
- 着ぐるみを汚損しないよう細心の注意をもって取り扱ってください。汚れや破損等については、借りた方の費用負担により現状復帰していただきます。
- 貸出要綱、第9条の遵守事項を読み、その内容を遵守いたします。